福田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を 与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第二条より)

2 本校における基本方針

本校では、全校児童が安心して明るく楽しい学校生活を送ることができるように、児童が相互に認め合い、尊重し合う人間関係を醸成して未然防止に努めるとともに、教育相談やアンケート等により早期発見できる体制を整備する。また、いじめ事案等が発生した場合には早期対応を心がけ、いじめられた児童の立場に立ち、保護者や関係機関と連携しながら、解決に向けて全力で努力する。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 心の教育を重視し、相互に認め合い、尊重し合う人間関係をつくる。

道徳の授業を指導の要とし、学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や 人権を大切にする態度を育成する。また、各種体験活動を充実させ、人とつながる喜びを味わう ことができるようにする。教師は受容的な態度で児童に接し、児童のよさを大いに認め、自己肯 定感の醸成に努める。

(2) キャリア教育等の実践を通して、児童に夢や希望をもたせる。

体験活動や将来の夢を考える場等をもち、一人一人の児童に生きることの素晴らしさや喜びを 感じさせ、夢や希望を持って生きようとする意欲を醸成する。

(3)「いじめを許さない」学校・学級作りに努める。

日常指導の中で「いじめは人間として絶対に許されない」「福田小はいじめを絶対許さない」「先生はいじめられた子を全力で守る」という話を繰り返し、毅然とした態度で指導にあたる。

(4)ネットいじめにつながらないよう指導と啓蒙に努める。

情報モラル講習等を通して、ネットを適正に使用する能力・態度を育成し、LINE等SNSによるネットいじめにつながらないよう指導する。また、保護者に対しても、各種会合において話題に取り上げ、家庭でも注意するよう呼びかける。

(5)いじめ問題に関する研修を通して、問題の理解や幅広い対応法の熟知に努める。

教職員がいじめ事例に関する研修を行い、問題の背景にあるストレス要因や発達障害的な要因等の理解を深め、いじめ問題の未然防止や早期発見、早期解決につながる具体的な方法を熟知し、 学級経営や生徒指導、特別支援教育等に生かすことができるようにする。

4 いじめ早期発見のための取り組み

(1) 児童と個別に話をする教育相談の機会をもつ。

年間計画に教育相談を位置づけるとともに、気になる児童に対しては随時相談できる体制をとり、児童が自分の気持ちを話すことができる環境を整える。

(2) 定期的にいじめに関するアンケートを実施し、早めの察知を心がける。

年間計画にいじめアンケート等を複数回位置づけ、児童の悩みに早めに気付いて対応できるようにする。いじめアンケートに書かれた事案については即対応し、早めの指導につなげる。

(3) 組織的な対応を進め、教員全体で児童を見守る体制をつくる。

生徒指導協議会を月1回程度実施し、いろいろな立場から様々な情報を得られるような仕組みにし、教職員一人一人の気付きから早期発見につなげることができるようにする。また、いじめ防止対策委員会(校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、SC、SSW)を置き、児童の実態や学校組織の状況から未然防止策・早期発見策が実効的に機能しているか、定期的に点検する。

5 いじめ発生の場合の対応

(1)いじめを積極的に認知し、早期対応を心がける。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。指導にあたっては、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、状況を正確に把握し、適切な指導を進める。いじめの訴えや概要・指導内容等に関しては規定の様式に従って記録し、その後の指導経過の状況についても記入する。また、事実が確認された場合は速やかに新地町教育委員会教育長に報告する。

(2)いじめ対策委員会を立ち上げ、組織的な対応を心がける。

指導にあたっては学級担任だけで抱え込むことなく、複数対応を基本とする。組織的に対応する必要がある場合は、いじめ対策委員会(校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、SC、SSW)のもと全職員で対応を協議し、的確な役割分担をして事実の確認や問題の解決にあたる。また、SSWの協力を得て、学校外の各種団体や専門家と協力することも視野に入れる。

(3)いじめを受けた児童の安心・安全を最優先に対応し、継続的に観察を行う。

情報収集を綿密に行い、事実確認の上、いじめを受けた児童の安心・安全を最優先に考える。 また、児童の心の傷を癒すために、SCや養護教諭等と連携を図りながら指導していく。保護者 に対しても必要な情報を適切に提供することを心がける。一旦解決に至った後も継続的に観察を 続ける。

(4)いじめを行った児童には家庭と協力しながら指導を進める。

いじめを行った児童に対しては毅然とした態度で指導にあたり、いじめを止めさせ、再発防止に向けた指導・支援を組織的に行う。必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる。なお、暴行や恐喝等の事例に関しては関係機関と連携して対応する。いじめを行った児童の保護者に対しても状況を伝え、家庭と学校が協力しながら児童の改善にあたるよう努める。傍観者の立場にいる児童についても、いじめているのと同様であることを指導する。

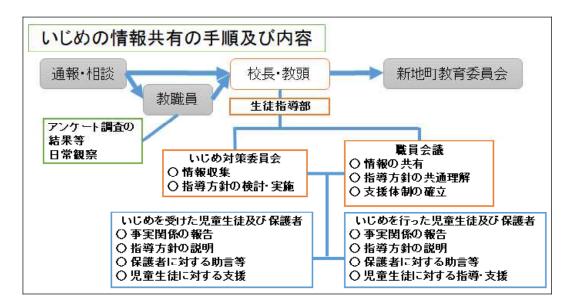
6 いじめの「重大事態」について

次に挙げる場合をいじめにおける重大事態と捉える。

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童等が相当期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

万が一、重大事態が発生した場合は、速やかに、適切な方法により調査を行い、事実関係を明確にする。合わせて、新地町教育委員会教育長に重大事態が発生した旨の報告を行う。場合によっては、調査の再調査を行い、新地町教育委員会の指導のもと、措置を講ずる。調査を行った場合はいじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等必要な情報を適切に提供する。なお、重大事態が発生した場合は、教育委員会から町長に、町長から町議会に報告する義務がある。

《資料》



新地町いじめ対応フロー図 新地町物育委員会

